

～保護者のみなさまへ～

平成31年度 就学援助手続きのお知らせ

鳥取市教育委員会では、小・中学校および義務教育学校へ就学する児童生徒のいる世帯のうち要件を満たす方を対象に、学用品費、修学旅行費、給食費などの一部に対して援助を行っています。

援助を希望される方は、手続き方法を確認のうえ「就学援助費交付対象者認定兼交付申請書」を就学先の小・中学校および義務教育学校へ提出してください。

1 援助を受けられる方

- (1) 生活保護が停止又は廃止になった方
- (2) 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年所得の合計金額が125万円以下の方
(市民税が非課税となっている方)
- (3) 市民税の減免、固定資産税の減免、国民年金保険料の減免を受けている方
- (4) 国民健康保険料の減免(軽減ではありません)、又は徴収の猶予を受けている方
- (5) 児童扶養手当の支給を受けている方
- (6) 生活福祉資金による貸付を受けている方
- (7) その他、特別な事情によりお困りの方

2 必要書類

- (1) ～(6)に該当する方・・・申請書、(1)～(6)に該当することを証する書類
(例：決定通知書の写し、証書の写しなど)
- (7)に該当する方・・・申請書、世帯内の前年の収入状況の分かる書類
(例：給与所得者、年金を受給されている方「源泉徴収票」「年金振込通知書」など、自営業者等の確定申告が必要な方「確定申告書」の写し)

※必要書類について、詳しくは裏面をご確認ください。

3 申請方法について

- ① 提出期限 平成31年3月中旬
- ※ 締切日については、就学先の学校の案内を確認してください。
- ② 提出先 就学先の小・中学校・義務教育学校
 - ③ 申請書類は各小・中学校および義務教育学校、教育委員会学校保健給食課、各分室にあります。
また平成31年1月以降は、鳥取市公式ホームページからダウンロードができます。
 - ④ 平成30年度に受給されていた方も、あらためて平成31年度の申請が必要です。
 - ⑤ 認定結果の通知時期 平成31年5月上旬
 - ⑥ 締め切り後も、申請は随時受付しています。
(ただし、申請時期に応じて支給対象月が変わります。)

◎ (7)に該当する方で、世帯内の収入状況を確認できる書類を提出期限までに揃えることが出来ない場合は申請書のみを学校に提出してください。後日(平成31年6月上旬)、前年の所得証明が市民課にて発行可能となりますので、「所得課税証明書」を取得し提出してください。

◎ 申請書の同意欄に署名、捺印が無い場合は、後日、教育委員会にて所得の確認作業を行う際に保護者の方から「所得課税証明書」を提出していただく必要があります。

◎ 問い合わせ先

就学先の各小・中学校、鳥取市教育委員会学校保健給食課

(鳥取市上魚町39番地 鳥取市役所 第2庁舎3F)

担当：学校保健・支援係【電話：0857-20-3376(直通)】

◎(1)～(6)に該当する方の必要書類

該当項目	証明する書類
(1) 生活保護が停止又は廃止となった方	なし（教育委員会で福祉事務所へ確認します。）
(2) 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年所得の合計金額が125万円以下の方 (市民税が非課税となっている方)	「所得課税証明書」（申請時点で最新のもの・原本） 【発行場所】 駅南庁舎 市民課、本庁舎 市民課証明コーナー、各総合支所 市民福祉課
(3) 市民税の減免、固定資産税の減免、国民年金保険料の減免を受けている方	「減免の決定通知書」（写） (有効期間が平成30年度中のもの) 【発行場所】 市民税の減免→駅南庁舎 市民税課 固定資産税の減免→駅南庁舎 固定資産税課 国民年金保険料の減免→年金事務所
(4) 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方	「減免の決定通知書」（写） (有効期間が平成30年度中のもの) 【発行場所】 駅南庁舎 保険年金課
(5) 児童扶養手当の支給を受けている方	「児童扶養手当証書」（写） 【発行場所】 駅南庁舎 こども家庭課 (継続確認申請中で証書が手元に無い場合は、児童扶養手当証書保管証明書の交付を受けてください)
(6) 生活福祉資金による貸付を受けている方	「貸付の決定通知書」（写） (平成30年度中に決定を受けたもの) 【発行場所】 社会福祉協議会

※ 「減免の決定通知書」「児童扶養手当証書」「貸付の決定通知書」については、決定時に発送されていますので、紛失等によりお手元に無い場合は、各発行場所にて再発行をしていただくようお願いします。

※ 申請書とともに提出される際は、原本ではなく写しを添付してください。

◎(7)に該当する方の必要書類

世帯員全員の前年所得の確認出来る書類

- 給与所得者・・・「平成30年分源泉徴収票」の写し、収入を証明するものが無い場合は、直近の給与明細（おおむね3か月以上）
- 自営業者等の確定申告が必要な方・・・確定申告後、「平成30年分の確定申告書」の写し
- 年金を受給されている方・・・「平成30年分源泉徴収票」の写し、最新の「年金振込通知書」の写し
- 失職等により収入の無い方・・・「雇用保険被保険者 離職者票」の写し、(無職を証する書類が無い場合) 地区担当の民生委員さんによる確認の書類

※ (7)に該当する方で認定となった方は、後日、教育委員会にて所得の確認作業を行います。確認の結果、申請の際に所得に漏れがあり、認定の基準を満たしていなかったことが判明した場合には、遡って支給済の援助費の返還をしていただきます。